

亀山市告示第151号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同要綱第6条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月7日

亀山市長 櫻井義之

1 放置自転車等の型式、車体番号等

| 放置自転車等の型式 | 車体番号 | 放置されていた場所 | 塗色 | 防犯登録番号 |
|-----------|------------|-----------------------------|----|----------------------|
| 自転車（不明） | A13AF44289 | 亀山市能褒野町 地内市道能褒野 18号線上 | 銀 | 三重県警察 12- H-62420 |

- 2 保管場所 亀山市野村町37番地3
- 3 保管期間 令和6年9月27日から同年12月27日まで
- 4 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 5 保管期間中の引取りの申出先 亀山市建設部建設管理課